

1 障害者総合支援法

○障害支援区分により利用できるサービスが異なります。

【介護給付】

生活介護：区分3以上 入所支援：区分4以上（年2回入所調整会議）
の区分判定が必要となります。



○高等部卒業後、利用できるサービスが決まっています。

【訓練等給付】

障害支援区分に関係なく、利用できるものとして、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）のみの利用が原則です。就労継続支援A型、B型を卒業後すぐに利用するには以下の条件があります。

就労継続支援A型 ⇒ 就職を希望しているが就労に結びつかなかった場合に利用できる。

※直接事業所と雇用契約を結ぶが、訓練的な意味合いが強く、一般企業との雇用契約とは異なる。

就労継続支援B型 ⇒ アセスメントを受けて、判定された場合に利用できる。

※非雇用型で、知識や能力の向上のために訓練その他の援助を行う。作業工賃が支給される。

2 進路決定について

- 実習期間 春期 令和3年 6月 7日(月) から 6月25日(金)まで
 秋期 令和3年 10月 4日(月) から 10月22日(金)まで
 ※2年生から現場実習を行います。

**初めての实習先は
必ず4者で打合せ**

本人・保護者・担任・
実習受入先担当者

- 現場実習の手順 依頼 → 受入の可否 → **打合せ** → 実習

- 現場実習期間 受け入れ側の定員や行事等の関係で調整を行い決定します。

○情報の収集

- ・どこにどんな福祉事業所があり、どんなサービスを提供しているのか？ ⇒ 施設情報誌（5月頃配布）
- ・自宅から通う方法。施設の送迎サービスの有無など ⇒ 一人で通える力を在学中に！

生活力のアップを！



○支援者について

- ・卒業後は社会人、教育の現場から離れます。身近に頼れる人、相談できる人、お子さんを分かってくれる人を増やしていきましょう。
- ・福祉制度 ⇒ 特別児童扶養手当、児童福祉手当、障害者基礎年金など

・施設の人はもちろん、相談支援事業所、福祉課（行政）を味方に

☆各市町村の相談支援事業所

三条市：つなぐ、ハート、青空、さんじょう社協

燕市：燕市障がい者地域支援センターはばたき、やすらぎ、アリス、ひまわり、つばくろ

加茂市：福祉事業所、雪椿の舎

田上町：社会福祉協議会相談支援事業所

※企業就労については、障がい者就業・生活支援センター ハート など



3 卒業後に向けて

○障害基礎年金について

20歳の誕生日がきたら年金手帳が郵送されてきます。障害基礎年金については、本人の障害の程度や収入などによっては支給されないことや減額されることもあります。申請時に「障害に関わって初めて受診した医療機関や受診日」「医療機関から受けた意見書」「出生から申請時までの状態について（出生時・入園・小学校下学年・上学年・中学校・高校・卒業後等の各段階における状態を記入）」等が必要となります。早めの準備をお勧めいたします。

○支援者・相談相手を増やす

卒業後は、在校時のように待っていても情報が入ってくるということは少なくなります。本人及び保護者の方が積極的に情報を集めようとしなければ、必要とする様々なサービスや支援が受けられない場合があります。今から情報収集をしたり、つながりを作っておいたりすることをお勧めいたします。

〈過去5年間の卒業生進路状況〉

進路区分		H28年度卒	H29年度卒	H30年度卒	R1年度卒	R2年度卒	
福祉事業所	入所施設	0	0	0	0	0	
	通所施設	就労移行支援	2	3	3	2	2
		就労継続支援A型	0	0	0	0	0
		就労継続支援B型	2	4	4	6	6
		自立訓練（生活訓練）	7	4	4	2	5
		自立訓練（機能訓練）	0	1	0	0	0
		生活介護	7	7	7	12	9
		地域活動支援センター	0	0	2	0	0
		日中一時支援	0	1	2	0	1
企業（仕事内容）	製造	3	7	4	6	6	
	卸売・小売	2	0	3	3	3	
	清掃	2	1	0	2	0	
	物流・運輸	0	2	1	0	0	
	介護補助	1	1	2	1	0	
	宿泊・飲食	0	0	1	1	0	
	クリーニング	0	0	0	0	0	
	事務補助	0	0	0	1	0	
	公務員（業務補助員）	0	0	0	0	0	
	建築・土木	0	0	0	0	0	
	資源回収	0	0	0	0	0	
	農業	0	0	0	0	0	
その他	進学（専門学校・テクノスクール）	0	1	2	0	1	
	在宅・未定	0	1	0	5	0	
合計		27	33	34	41	33	

〈生活支援〉

生活支援	グループホーム	0	0	0	0	0
	宿泊型自立訓練施設	0	0	0	0	0